

衆議院安全保障委員会ニュース

【第 211 回国会】令和 5 年 4 月 27 日（木）、第 12 回の委員会が開かれました。

- 1 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案（内閣提出第 20 号）
 - ・ 浜田防衛大臣、山田外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・ 赤嶺政賢君（共産）が討論を行いました。
 - ・ 採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民 反対－共産）
 - ・ 國場幸之助君外 4 名（自民、立憲、維新、公明、国民）から提出された附帯決議案について、伊藤俊輔君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・ 採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民 反対－共産）
（質疑者） 渡辺周君（立憲）、伊藤俊輔君（立憲）、美延映夫君（維新）、斎藤アレックス君（国民）、赤嶺政賢君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

渡辺周君（立憲）

（1） 北朝鮮による弾道ミサイル発射への対応

- ア 2023 年 4 月 13 日の北朝鮮による弾道ミサイル発射において Jアラートの発出が落下予測時刻の 5 分前になった理由
- イ Jアラートの情報伝達過程における地方自治体から国への問合せを受け付けるシステムの有無
- ウ 住民に危機が迫っていることを瞬時に伝達するシステムを構築することが国民保護のための取組として最優先であるとの指摘に対する浜田防衛大臣の見解
- エ 2023 年 4 月 22 日の弾道ミサイル等に対する破壊措置準備命令の発出の判断根拠及び同命令において P A C - 3 を沖縄県に展開することとした理由
- オ 2023 年 4 月 13 日の北朝鮮による弾道ミサイル発射の際の自衛隊の迎撃態勢
- カ 北朝鮮が南に向けて人工衛星と称するものを打ち上げると同時に北に向けて弾道ミサイル等を発射する可能性についての防衛省の認識
- キ エの破壊措置準備命令により配備される P A C - 3 の撤収のタイミング
- ク 北朝鮮が北に向けて弾道ミサイルを発射した場合におけるエの破壊措置準備命令による対処の可否

（2） 基盤強化法案

- ア 2014（平成 26）年 6 月策定の「防衛生産・技術基盤戦略」で言及された、輸入を通じ調達する防衛装備品についての「我が国の防衛生産・技術基盤が保持する技術が劣後する機能」との要件を見直す予定の有無
- イ 企業・大学等の有する防衛生産・技術基盤を評価する防衛省の目利き能力の有無

伊藤俊輔君（立憲）

（1） 防衛装備品の調達の在り方

- ア 防衛産業の 7 % という利益率の妥当性についての防衛省の認識
- イ 財政審が指摘している防衛産業の魅力低下や防衛関連企業の撤退の原因に対する防衛省の見解
- ウ 既存の主要装備品のうち構成部品の共通化が行われた件数及びその事例
- エ 防衛装備品の構成部品の共通化に向けた政府の取組

（2） 防衛産業の将来像

- ア 防衛関連企業の経営トップが防衛事業の重要性等を適切に評価し得る環境の整備に向けた防衛省の検討状況及び実施した取組
- イ 防衛関連企業のレピュテーションリスクの懸念を解決するために防衛省が行っている防衛白書の活用以外の取組
- (3) 防衛装備の海外移転の円滑化
 - ア これまで海外からニーズのあった我が国の防衛装備品及び海外のニーズの把握方法
 - イ インドへの水陸両用機US-2及びオーストラリアへの「そうりゅう」型潜水艦の海外移転が失敗した理由
- (4) 防衛装備移転三原則等の見直し
 - ア 殺傷能力のある防衛装備品の移転解禁は国民の理解が得られない上に諸外国に要らぬ懸念を抱かせるのではないかととの考えに対する浜田防衛大臣の見解
 - イ 殺傷能力のある防衛装備品の移転を解禁した場合の外交上の影響に対する外務省の見解
 - ウ 殺傷能力のある防衛装備品の移転と憲法第9条との整合性及び装備移転の対象拡大に当たっては人や社会を守ることにつながる分野に特化すべきとの考えに対する浜田防衛大臣の見解

美延映夫君（維新）

- (1) 基盤強化法案
 - ア 指定装備移転支援法人の公募に係る具体的な審査基準
 - イ 本法案に日本政策金融公庫による装備品製造等事業者への必要な資金の貸付けについての配慮を定めた根拠
- (2) 防衛装備庁における防衛装備品調達に係るプロジェクト管理
 - ア 全ての重要装備品等について選定段階でライフサイクルコストの見積りを公表する必要性
 - イ 防衛力の抜本的な強化に当たっては、防衛増税を行う前に、コスト高騰についての外部チェックを取り入れた米国並みの厳格なプロジェクト管理制度を導入する必要性
- (3) O3式中距離地对空誘導弾（改善型）能力向上型を選定した際の運用構想及び要求性能等に係る要件の具体的内容並びに同誘導弾がPAC-3よりも優れていると判断した理由
- (4) C-2輸送機
 - ア 最大貨物重量を36トンという中途半端な性能で要求した理由
 - イ 不整地着陸性能を要求しなかった理由
- (5) (2)～(4)の指摘について改善を図る必要性についての浜田防衛大臣の所見

斎藤アレックス君（国民）

- (1) 破壊措置準備命令による沖縄へのPAC-3配備
 - ア 配備に際し海上自衛隊の輸送艦が那覇港に入港できなかったとの報道の事実関係
 - イ 入港できなかったことに伴う配備の遅れの有無
- (2) 基盤強化法
 - ア 国による製造設備の保有は、疲弊した企業を救済するためだけでなく、育成すべき分野の装備品や新たな装備品の製造など、産業基盤や競争力の強化につながるよう戦略的に活用すべきとの考えに対する防衛省の見解
 - イ 防衛関連企業の競争力を高めるためには規模の経済を発揮することが重要であるとの考えに対する浜田防衛大臣の見解
 - ウ 我が国の財政状況の悪化が防衛生産・技術基盤にも悪影響を与える可能性についての浜田防衛大臣の見解
 - エ 我が国にとって望ましい安全保障環境の創出が防衛装備移転の前提であるということをアピール

しすぎることによる弊害についての浜田防衛大臣の見解
オ 防衛装備移転の対象国を厳格に精査するという方針をアピールする必要性

赤嶺政賢君（共産）

基盤強化法案

- ア 本法案により、企業は初期投資及び維持管理費を負担せずに兵器製造が可能になるとの意見に対する浜田防衛大臣の見解
- イ 装備品安定製造等確保計画が認定された企業の名称、支援措置の内容及び支援金額を国民に対して明らかにする必要性
- ウ 国が取得した指定装備品製造施設等を早期に譲渡するよう努めるとしながら同施設等の管理を委託している企業の円滑な製造への配慮規定を設けた意味
- エ 国が保有した指定装備品製造施設等の譲渡先が見つからず国が当該施設を保有し続けることになる可能性
- オ 防衛省と契約した企業の従業員による情報漏えい事案の発生の有無
- カ 本法案により刑事罰を科してまで民間事業者に守秘義務を課す理由
- キ 2015年の日米ガイドライン改定時及び2019年の日米「2+2」時における情報保全体制に係る協議内容
- ク 本法案で守秘義務が課せられる対象に防衛省と直接契約関係のない下請企業が含まれることの当否
- ケ 本法案で守秘義務が課せられる従業員の業種及びその規模
- コ 現在契約上の措置として省秘を扱っている事業者数、業種、契約数及び従業員数